

健康増進法（以下「法」という。）、及び健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、下記の給食施設に該当する施設は届出が必要です。

施設区分	根拠法令	定義
特定給食施設	法第20条第1項	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	健康増進法施行規則(以下「施行規則」という。)第5条	厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。
その他の給食施設	条例第2条第1項	特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設で特定給食施設を除く施設。

※「特定の者」とは、必ずしも同一人に限らず、給食の対象者が特定の集団であること（児童生徒、病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、事業所の従業員等）をいう。
※「継続的に」とは、概ね週4日以上かつ1月以上をいう。

1 届出義務者

給食施設の設置者（市町村立であれば市町村長、法人であれば理事長等法人の代表者）

2 届出事項 ※詳細は裏面（5 届出に関する特記事項）をご確認ください

- (1) 給食施設の名称及び所在地
- (2) 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 給食施設の種類
- (4) 給食の開始日又は開始予定日
- (5) 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数 ※食数の取扱いについては裏面をご確認ください
- (6) 管理栄養士及び栄養士の員数

3 届出の種類と根拠法令

種類	届出日	根拠法令
給食施設設置届	食事の供給を開始した日から1か月以内	(届出) ・法第20条第1項、施行規則第6条 (様式) ・条例第2条第1項 ・健康増進法施行細則(以下「施行細則」という。)第2条
給食施設変更届	届出事項に変更を生じた日から1か月以内	(届出) ・法第20条第2項 (様式) ・条例第2条第2項 ・施行細則第3条
給食休止・廃止届	届出に係る給食を休止又は廃止した日から1か月以内	(届出) ・法第20条第2項 (様式) ・条例第2条第2項 ・施行細則第3条

〔届出対象の判断基準の例〕

当該給食施設の設置者に栄養管理の責任があると認められる場合には、特定給食施設等としての届出が必要となります。

- ① 給食業務を委託する場合 ⇒ 給食業務を委託する場合も、届出施設には栄養管理の責任があることから届出が必要。
- ② 飲食店営業者が調理施設等を賃借して給食業務を行っている場合 ⇒ 飲食店営業として食事を提供している場合は届出不要。

〔休止・廃止の取り扱い〕

(1) 休止

- ① 食事の提供を施設の理由（施設の改修、季節労働者への給食の停止等）により休止した場合は、休止届を提出する。
- ② 予定給食数が1回50食又は1日100食未満となったが、今後確実に提供食数の回復が見込まれる場合には、休止届を提出する。
- ③ 災害等で給食を一時的に提供できなくなった場合は、休止届は不要。
- ④ 給食を再開した場合には新たに届出の提出は不要だが、再開した旨を保健所に連絡する。休止期間を変更した場合も、同様とする。

(2) 廃止

- ① 施設を廃止した又は1か月当たりの提供給食数が3か月間連続して1回50食未満又は1日100食未満となり、今後も提供食数の回復が見込まれない場合には、廃止届を提出する。
- ② 給食施設を移転した場合には廃止届を提出し、新所在地で設置届を提出する。

4 届出方法

給食施設の所在地を管轄する保健所に提出してください（オンライン、電子メール、郵送等）。

裏面「届出にあたっての留意事項」も必ずご確認ください

5 届出にあたっての留意事項

- (1) 複数種の施設に食事を提供する場合（複合施設）の届出の考え方
同一敷地内に施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる給食施設が複数設置されている場合は、原則として、それぞれ別の施設として取り扱う。
- (2) 給食施設の所在地について
- 区画整理等による番地の変更所在地を変更した場合には、変更届を提出する。
 - 移転の場合は変更届ではなく、旧施設の廃止届を提出し、その後新所在地で設置届を提出する。
- (3) 給食施設の設置者について
- 設置者が自治体の首長である場合、変更があった場合の変更届は不要。
 - 設置者が法人であり、変更があった場合は変更届が必要。なお、運営主体の異なる別法人へ変更される場合は、旧設置者は廃止届を提出し、その後、新設置者が設置届を提出する。
- (4) 1日の予定給食数及び各食の予定給食数について
- 開設時における「予定給食数」を届け出る。ただし、病院、介護老人保健施設、介護医療院については、当該施設の許可病床数又は定員をもって届け出る。
 - 老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設等、入所定員の定めのある施設については、その数も併せて届出フォームに入力または様式に括弧書きで記入する。
 - おおむね半年間にわたって、1か月当たりの平均提供給食数が届出食数に係る区分（下表）の範囲を超えて増減した場合には、変更届を提出する。各区分の範囲内での変更の場合は、届出不要。ただし、病院、介護老人保健施設、介護医療院は、許可病床数又は入所定員の変更があった場合は区分の範囲に関わらず変更届を提出する。

給食施設の区分		1回当たりの予定給食数	1日当たりの予定給食数
Ⅰ 特定給食施設		100食以上	250食以上
Ⅱ 指定施設	① 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設	300食以上 ※許可病床数又は入所定員	750食以上
	② ①以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設	500食以上	1,500食以上
Ⅲ その他の給食施設		50食以上100食未満	100食以上250食未満

- 児童福祉施設、老人福祉施設等における間食の食数は、1日の延べ食数に含めない。
- 本来対象とする者以外にも食事を提供している場合や、提供食数が変動する場合の食数の取扱いは、以下のとおり。

【本来対象とする者以外の者にも食事を提供している施設】

- 学校、児童福祉施設の職員食は、予定給食数に含めるものとする。
- 事業所における従業者以外の利用者についても、予定給食数に含めるものとする。
- 保育所が他の施設等に食事を提供する場合は、次のとおりとする。
 - ①子育て支援センターに週4日以上食事を提供する場合は、予定給食数にその数も含める。
 - ②一時預り児を受け入れている場合は、想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割った数を予定給食数に含めるものとする。

【提供給食数が日々変動する施設】

- 1日の食数は、想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割ったものとする。各食の予定給食数も同様とする。
- 交代勤務制のある事業所等に食事を提供する給食施設について、朝・昼・夕の区分ができない場合には、その他の区分に給食数を計上する。

共同調理場のように、複数の施設に食事を提供している場合には、以下により配食先の状況も届け出る

【オンラインによる届出の場合】

届出フォーム「複数の施設に提供するか」の項目で「はい」を選択し配食先等を入力する。

【様式の提出による届出の場合】

「様式4号」に配食先の状況を記入し、設置届・変更届と併せて提出する。

- (5) 管理栄養士及び栄養士の員数について
- 専任の管理栄養士及び栄養士の配置数を計上する。
 - 給食業務を委託する場合であって、受託者が管理栄養士及び栄養士を雇用している場合も計上する。
 - 複数の施設を兼務する場合には、主たる施設にのみ計上する。
 - 臨時職員及びパートタイム職員は計上しない。ただし、勤務時間が1日6時間以上かつ週4日以上で、1年間以上継続して雇用されている場合は、常勤として取り扱う。
 - 産休・育休など長期休暇を取得している者も計上し、代替職員は計上しない。
 - 栄養士が国家試験に合格し管理栄養士になった場合には、変更届を提出する。

オンラインによる届出フォームや各届出様式は以下ホームページからご確認ください